

## 平成30年度第2回向日市まちづくり審議会議事録

### 1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年11月7日(水) 午後2時00分～午後3時11分

(2) 場 所 向日市役所 中部防災拠点 2階会議室

### 2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 7名

(2) 出席委員数 5名

1号委員 岡 絵理子

〃 大庭 哲治

2号委員 金田 龍一

3号委員 正野 暢夫

〃 五十棲 敏浩

代理出席者なし

[傍聴者] 2名

### 3 議事

(1) 第2次向日市都市計画マスタープラン部分改訂版(案)について(諮問)

## 平成30年度 第2回 向日市まちづくり審議会

日時：平成30年11月7日

### 開会 午後2時00分

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第2回向日市まちづくり審議会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただきます、都市計画課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

本日の審議会を所用により、阿部委員、岡崎委員が欠席されております。現在、ご出席の委員は5名でございます。向日市まちづくり条例施行規則第7条第7項に定める定足数を満たしております。よって、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

○事務局 ここで、前回、所要により欠席されておりました、3号委員の正野委員が本日、はじめて本審議会にご出席されておりますので、ご紹介させていただきます。

正野委員におかれましては、現在、京都府乙訓土木事務所の建築住宅室長を務めておられます。正野委員ひと言、お願いいたします。

○委員 京都府乙訓土木事務所建築住宅室長の正野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

管内の向日市の都市計画法と建築基準法を管轄しております。私、一級建築士で建築主事も務めております。今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、この後の進行につきましては、岡会長にお願いいたします。

○会長 それでは、向日市まちづくり条例施行規則第7条第3項の規定によりまして、この後の議事の進行につきましては、私が議長を務めさせていただきますので、

どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、原則公開で運営します。本日の議事事項につきましては、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当して非公開とすべき情報は含まれておりません。したがって、本日の議題につきましては、この会議を公開することといたします。

また、本審議会の会議録は市ホームページにおいて公開となりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

事務局、本日の傍聴者はおられますか。

○事務局 傍聴希望者が2名おられます。

○会長 本日の審議会の傍聴を許可します。

それでは、最初に事務局から本日の議事、資料の確認をお願いします。

○事務局 本日の議事は、「第2次向日市都市計画マスタープラン改訂版（案）について」の1件でございます。

次に資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました資料を、ご用意願います。お手元の次第の裏側が、配布資料の一覧となっております。各資料の右上に資料番号を振ってありますので、お手元の配布資料の一覧を参考にご確認願います。

資料1-1から1-3が事前に配布した資料でございます。

また、本日、配布しております資料として、資料1-4、第2次向日市都市計画マスタープラン改定版策定手続がございます。

以上がすべての資料となっておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたらその場で挙手を願います。

よろしいでしょうか。それでは議長お願いいたします。

○会長 それでは議事に移りたいと思います。

「第2次向日市都市計画マスタープラン改訂版（案）」について事務局から説明を

お願いします。

○事務局　それでは、「第2次向日市都市計画マスタープラン改訂版 案」につきまして、ご説明させていただきます。本日の説明は、第2次向日市都市計画マスタープラン改訂版の策定手続きの状況と前回の審議会からの変更点を中心にご説明させていただきます。前のスライドをご覧ください。

はじめに、策定手続きの状況について、ご説明させていただきます。

スライドの一番上ですが、去る8月24日に第1回まちづくり審議会を開催し、改訂版の素案について審議いただきました。

そして、審議会でもいただきましたご意見を反映した素案で、パブリックコメントを9月6日から10月5日の期間で実施し、1名の方からご意見をいただきました。これらの経過を踏まえまして作成した改訂版の案を、本日の審議会でも諮問させていただきます。

なお、その後の手続きでございますが、12月に開催を予定しております、本市の都市計画審議会におきまして、改訂版の案を報告させていただき、翌年の1月に改訂版の策定・公表を行う予定で手続きを進めていきたいと考えております。

それでは次に、前回の審議会でも頂戴しました意見の概要と改訂版の変更点につきまして、ご説明させていただきます。

ここからは、本日差し替えでお配りしております、資料1-3と同じ内容となりますので見やすい方をご覧ください。表形式でまとめておりまして、新旧対照表内で青字下線付き表記しておりますところが、前回の審議会からの変更箇所でございます。

それではまず、改訂版の5ページ目、(3)人口の状況のところでもいただいたご意見で、国勢調査人口と住基人口との乖離が大きくなっていることから、現在の人口の状況を示すためにも住基人口も記載が必要とのご意見がありましたので、平

成30年10月1日時点の住民基本台帳登録人口を追記する修正を行っております。

次に、12ページ、(2)まちの安心・安全に関する課題におきまして、今後の課題の項目のところでいただいたご意見で、道路の幅員の状況によっては、道路と歩道を分離するよりも、自動車と人々が共存するような道路空間を整備する視点が必要と、ご意見をいただきましたので、今後の課題の記述を「自動車と歩行者が共存できる道路の整備」に修正を行いました。

次に参りまして、24ページ、市街地整備方針の④市街地におけるオープンスペースの確保のところで、生産緑地の方針について記述があるかと、確認のご意見をいただきまして、当該箇所に記述があることと併せまして、昨年、生産緑地法が改正され、新たに特定生産緑地制度が創設されましたことから、特定生産緑地の指定に向けた調査等を進める記述を追記しております。

次に、27ページ、住宅及び住環境の整備方針の②住宅及び住環境の保全・充実のところで、空き家対策の方針について記述があるかと、確認のご意見をいただきましたことから、本文に、空家等対策計画の策定を進める記述を追記しております。

次に参りまして、43ページ、都市防災の方針の④、浸水対策施設の維持管理の推進のところで、雨水排水の関係から、片側側溝しかない道路の側溝整備についてご意見をいただきましたが、特定地域の個別具体的な内容でありますことから、ご意見を所管の道路整備課に申し送る対応を行っております。

最後に、46ページ、安心安全に住み続けられる住環境創造プロジェクトの(1)、安全に通行できる生活道路の整備では、12ページのまちの安心・安全に関する課題でいただいた意見と同様に、自動車と歩行者の分離を、自動車と歩行者が共存できる生活道路の整備に本文の記述を修正しております。

以上が、前回の審議会において、いただきましたご意見の概要と変更内容でございます。

続きまして、パブリックコメントにおきまして、いただいた意見の概要と市の考え方について、報告させていただきます。

はじめの手続きの方でも説明させていただきましたが、9月6日から10月5日の期間で、先ほど説明しました修正を加えた素案について、パブリックコメントを実施し、1名の方から1件のご意見をいただきました。

ご意見の概要としましては、「向日市のまちづくりにおいて大変重要な改訂なので、説明会やシンポジウムを行って、幅広く市民から意見を聞くことが必要」とのことでした。このご意見への市の考え方としましては、「本改訂版素案は、向日市まちづくり条例の規定に基づき、向日市まちづくり審議会に審議を諮るとともに、パブリックコメントを実施したところであり、今後、向日市都市計画審議会での意見聴取を経て、改訂版を策定する予定と致しております。市民意見の聴取につきましては、パブリックコメントのほか、各審議会の委員として市民委員も参画いただき、ご意見を頂戴しながら改訂版の策定に取り組んでいるところでございます。いただきましたご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。」とまとめさせていただいております。

なお、いただきました意見は、計画の内容ではなく、手続きに関するものでございましたので、計画の修正は行っておりません。

また、このご意見の概要と市の考え方につきましては、すでに市のホームページで公表しております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○会長　　ご説明ありがとうございました。

前回の内容を精査して反映していただいていると思いますが、事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○委員　ただいまご説明いただきました資料1－3の3～4ページにかけて、【①地震対策の推進】で、追記と共に削除されている部分がありますが、この削除理由について教えていただけますでしょうか。

○事務局　一部削除させていただいている部分につきましては、今回追記した「市街地においては、（省略）運用を図ります。」の部分で、「災害時の避難路や火災発生時における延焼防止の役割を果たす都市計画道路の整備」という形で、同じ内容を記載しており、重複いたしますので、削除させていただいております。

○会長　他ございませんでしょうか。

○委員　1点目、資料1－3の1ページ目下部に記載の「自動車と歩行者の共存」というのは、建築的な目線では矛盾を感じます。

たとえば、主要幹線でそれなりの道路幅員がある部分については、明確に自動車と歩行者を分離すると、幅員の狭い道路については、共存するというところで、具体的に「道路舗装を変えるなどで対応する」などの、最低限分離するという形にできないのかなど。このままだと漠然としていて分かりにくい表現になっているので、改善すべきではないかなと思います。

2点目ですが、資料1－3の2ページ目下部に空家等対策計画の策定に関する記載があるのですが、将来、空家対策条例策定に向けて、現在の経過や今後の予定を確認したいと思います。

情報提供ですけども、私、長岡京市の空家の委員会に出席しておりまして、来年度条例制定するような段階まで進んでいることもあり、現時点での向日市の予定を確認させていただきたいと思います。

○事務局　1点目の道路についてでございますが、車道と歩道を分離する場所や路肩部分に着色する等考えられますが、共存できる道路の整備というのが、広い意味で車道と歩道を分離する、路肩の整備を含めての広い意味で記載させていただいております。

理由につきましては、向日市はほとんどが細街路という細い道で、歩道と車道を分離することは望ましい事ですが、市の道路が非常に狭いということで、まずは、車両と歩行者が共存できるような道路形態ですすめていけたらと考えています。もちろんその中で、路肩部分の着色等含めて、安全対策を進めていくということで、このような記載をさせていただいております。

2点目の「空家等対策計画」につきましては、平成28年度に空家の調査を実施いたしまして、現時点では、空家等対策計画が出来ているわけではございません。

来年度、空家等対策計画の策定に向けて現在調査する準備を整えているところでありまして、今後の具体的な予定を決める段階に至っていないという状況でございます。

○会長 1つ目の質問につきましては、私も文言をどうしようかと考えていたのですが、元々の文章にははっきりと分離と記載してあり、どんな道でも分離するという書きぶりになっていたもので、分離だけをうたうのは問題だという話の中で、広い意味での【共存】にしましょうかということになりました。

人と車が完全分離ではないという意味だと思っております。

○委員 前回私が発言させていただいて、岡会長が仰るとおり、分離だけではないと。

幹線道路は分離もあると思うんですが、細街路などは、うまく自動車と歩行者が安全にお互いが通行できる空間づくりというものも、昨今進められておりますので、分離だけではないのではないですか。という意見を述べさせていただきました。

それに応じて、この【共存】という言葉を使っていたいただいているのかと思います。確かに正野委員が仰るとおり、とらえどころのない文言ではあるのかとも思いますが、適材適所でここは分離でここは分離ではないということを表す言葉が別があれば、言葉を変えることも考えられますが、現時点では【共存】で通じるのではないかと思いますし、よく使う言葉ではないのかなと思います。



○委員　具体的に記載する点ですが、歩行者が弱者になるわけですから、「歩行者の安全を保ちつつ」のような言葉を入れれば具体的になるのではないかと思います。共存は残して。

○会長　今のご意見も出ましたが、資料1-3の4ページにも同じような記載がありまして、そこは生活道路の話をしているところです。

（1）安全に通行できる生活道路の整備という中で、「自動車と歩行者が共存できる生活道路の整備」という、これはこれでよいかと思うんですけども。

資料1-1（本文）の12ページでは、前段に通学路と都市計画道路の記載があり、今後の課題として「自動車と歩行者が共存できる道路の整備」とうたっているので、「安全確保」を追記して「共存」を残すか。

ここは都市計画道路の話をしているのであれば、そもそも共存と記載しなくても、都市計画道路の歩行者空間整備は当たり前のことになってくる。実際の通学路の安全対策についてはどのように進められておられるのですか。

○事務局　通学路の安全対策につきましては、道路拡幅が出来る道路につきましては、拡幅して歩道を確保する整備をしております。

歩道が整備できない状況の場所につきましては、カラー舗装等につきまして、運転手から児童が通ることが分かるような対策をしております。

○会長　市によっては、大型の車が通る広い道路は歩行者空間があるのであえて通学路に指定している。

生活道路を通らず幹線道路を通過して通学するというのがよくあるので、いかなものかなと思っているんですが、安全性はどちらが高いのかというのは難しいことで、本来は生活道路のようなところを通学して、地域の目があって、車も配慮して通ってほしいという思いがあるんですけども。

資料1-1（本文）を見てお考えいただければと思うのですが、いい案はありませんでしょうか。

○委員 今後の課題の所で、1つ目に「共存できる道路整備」の記載があって、5つ目に「都市計画道路の整備・既存道路の交通安全対策の推進」とあるので、1つ目と5つ目が同じ意味ではないかなとも思えます。あえて違いをつけるのであれば、1つ目を「生活道路の整備」とするのもよいかと思いました。

○会長 「共存できる道路整備」を「都市計画道路の（略）交通安全対策の推進」の下に記載するのはいかがですか。

安全対策もいいのですが、自動車と歩行者が共存できる道路と記述できれば向日市らしくていいかなと思います。

○事務局 金田委員が仰られた「安全に」だけを追加すればいいのではないのでしょうか。

「自動車と歩行者が安全に共存できる道路の整備」とすれば分かりやすい。市民の方々に分かりやすい表現にしないといけないので。

それと、仰られるように都市計画マスタープランですので、都市計画道路が1番に来るのがいいかと思います。

○会長 1番目に「都市計画道路の整備・既存道路の交通安全対策の推進」、2～4番目は現状とおりで、最後に「自動車と歩行者が安全に共存できる道路の整備」となるように順番を入れ替えましょう。正野委員いかがでしょうか。

○委員 「自動車と歩行者が安全に共存できる道路の整備」を残すのであれば、【共存】よりは【共有】というのはいかがでしょうか。

道路で【共存】というのは違和感を覚えます。

○事務局 【利用できる】というのはいかがでしょうか。

○委員 どちらかといえばそうですね。【使用】とか。国語的な話かもしれませんが。

○事務局 私ども、道路に携わっていると、最近は車と歩行者が共存するという表現は頻繁に使う言葉でございます。

○会長 交通弱者が車を利用する場合も多いので、デイサービスの送迎車であるとか、地域住民が普段の生活をしている場に、車が入ってくる場面を安全に確保したいというイメージだと思います。商店街の中を車が突き抜けるというようなイメージではなく、普段の生活の場に必要な車が入ってくるという状況を想定して【共存】という言葉を使っていると思います。

○会長 大庭委員はいかがですか。

○委員 私も土木の分野に携わる者としては、【共存】という言葉は使いますので、土木の分野からすると【共存】という言葉はそれほど違和感なく使っています。

○会長 私もそうです。どちらかという、車がスピードを落としましょうというイメージで使っています。

○委員 現状を踏まえた時に、今までの表現だと、限界がある。前回の審議会の際にご指摘いただいたような整備が、今後課題となっていきますよという提言ですから、しっかりと残すべきではないかと思います。

○会長 そうですね。【共有】というのは少しイメージが違う。

○委員 建築では、例えば多目的室のように皆さんが使うスペースを共存スペースではなく、共有スペースと言います。

○会長 両方が成り立つという意味だと思います。【共有】というのは、色んな人が集まって混ざって使うという意味だと思うので、それぞれがそれぞれの立場を尊重してともに在るという意味で【共存】という言葉を使うのだと思います。

ともにそれぞれの役目を果たしながら成り立つというイメージですね。

○委員 ともにお互いの立場を尊重しながら、空間を利用するという意味で【共存】という言葉を使うケースが多いような気がします。

○委員 現実的には向日市の狭い道を車が通るときには、歩行者が通るであろう部分に車が乗り入れて通行することもありますので、そういった意味では【共存】でないのではないかと思います。

○会長 車が通る量としては少ないが、なくてはならない道路は向日市には数多くあると思っております。

それに対してどのような整備をするのかは課題かと思いますが、【共存】というイメージの部分を記載しておくことはいいことかなと思いますので、今後の課題の1番下に【共存】という言葉のままで残させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員 金田委員が仰ったとおり【安全に】を追記してですね。

○会長 そうですね。

1番目に「都市計画道路の整備・既存道路の交通安全対策の推進」、2～4番目は現状とおりで、最後に「自動車と歩行者が【安全に】共存できる道路の整備」とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

【委員一同 異議なし】

○会長 もう一つ、正野委員からご質問のありました空家対策について、平成28年度に調査が終わっているということで、空家はどの程度でしたか。

○事務局 平成28年度時点で、市内に388件でございます。戸建の空家分になります。

○会長 特定空家になりそうな危険空家はどのぐらいありますか。

○事務局 特定空家候補につきましては、空家の388件のうち、52件で約13パーセントになります。

○会長 そこまでは分かってはいますが、まだ分析最中ということで、空家対策について何も書かないわけにはいけないですし、空家対策についてはこのぐらいの記載でと思いますがいかがでしょうか。

【委員一同 異議なし】

○会長 他いかがでしょうか。なければ、私よろしいでしょうか。

パブリックコメントの意見についてですが、立派な市民の方がいらっしゃるなど思いました。今回は部分改訂なのでよいのかなと思いますが、新しくマスタープランを策定する場合は、審議会委員数名で話す内容ではないと思います。向日市そのものの市民参画がどの程度進んでいるのかなということも含めて、小さな市ならではの住民がきちんと参画できる制度作りや機会作りというのはやっぱり必要かなと思います。

大きな市でしたら地域別マスタープランなども作っています。

その際には、個別に自治会や地元で説明会をしたり、各自治組織から意見聴取をする市も最近は増えてきています。

説明会をしてほしいとかこのようなことを考えておられる市民の方がいるというのは、とてもありがたいことだし、是非今後進めていただきたいなと思います。自治推進委員会や自治推進条例のような市民参画を保障するような条例はないですかね。

その中でパブコメをしなさいや地元で意見を聞きなさいなどが定められていて、どれだけ市民に対して公開されているかあるいは市民の意見を吸い上げられているかということを諮るような場を設けたりもするのです。

小さい市なので、比較的实现しやすいと思いますので、今後の検討課題としていただければと思います。

○事務局 資料1-1（本文）の最後のページに「3 都市計画マスタープランの進行管理」がございます。（2）に「今後の見直し・改訂については広く市民に説明する方法を検討して参ります。」などの追加をするのはいかがでしょうか。

○会長 本文中の「新たな課題や市民ニーズへの対応」だけでなく、市民の意見を聞くような内容を追加できるのであれば追加していただきたい。皆様いかがでしょうか。

か。

○委員 貴重なご意見をいただいているのですから、今回のパブコメの市の見解としては、今後の検討課題として公表されていますが、パブコメ後の本審議会で、本文に追記したほうが良いという意見がでているのですから、私は委員として本文に記載すべきだと思います。

○会長 ありがとうございます。一言、言葉を加える形でできればいいですね。

(2) 都市計画マスタープランの見直しの6行の中にいれられればいいですね。

○委員 「必要に応じて市民の皆様のご意見を聴取したうえで、計画の見直しを行います」程度のものを追記できれば。意見を聞くということはハッキリと追記すべきだと思います。

○会長 最終的な文言につきましては、「市民の声を聴く機会を作る」という意味を追記するという事で、文言については、私と事務局に任せていただければと思います。よろしいですか。

○委員 追記することはいいことだと思うのですが、追記する場所は52ページ下から3行目の「必要に応じて」の後ですか。必要に応じてという言葉も含めて検討いただけますか。

必要に応じて市民の声を聴く機会を作るのではないと思うので。

○会長 この「必要に応じて」は、必要に応じて計画の見直しを行うという意味ですので、別途「広く市民の意見を聞く機会を設けていきます。」のような一文追記するほうが紛らわしくなくていいですね。

【委員一同 異議なし】

○会長 それでは、文脈が通るように確認して事務局と調整させていただきます。他よろしいですか。

○委員 資料1-1(本文)6ページの人口・世帯数の推移について、国勢調査人口のデータだけでグラフを作っているのですが、国勢調査と住民基本台帳(以下、住基)にかい離がありすぎるので、世帯数についても参考に現時点での住基データを追記しておくべきだと思います。

他のグラフは住基データから作るの難しいかと思いますが、人口・世帯数については作れると思いますので。

○会長 国勢調査は向日市でもやりづらくなっていますか。

○委員 オートロックでなかなか対応してもらえないなど、やりづらくなっています。

○会長 都心のタワーマンション800戸が全く調査できなくて、800戸あるのに世帯0になってしまっていたり、大変なことになっているようです。

資料1-1(本文)5ページの(3)人口の状況でも4,000人ほどかい離がありますよね。6ページのグラフに住基データを追記するというのでいいですか。

○委員 国勢調査と住基は比較できるものではないので、参考に外枠に追記してもいいのかなと。

○会長 比較できるものではないので、同じグラフに入れずに別枠で参考というのが分かるようにしてください。

○委員 都市計画マスタープランにかかわらず他の計画についても住基データで比較すべきではないかという庁内の議論もあります。

○委員 正確性で言うと住基の方が正しいのですか。

○委員 住民票だけ置かれている方もいらっしゃるので、元々、住基と国勢調査には差が出ていたのですが、近年その差が大きくなっています。

○会長 国勢調査は1番実態を捉えている調査でよかったんですけども、これだけ調査がしづらくなると、実態とかい離しすぎていますね。

それでは、参考に住基データを追記していただく形にさせていただきたいと思い

ます。他よろしいですか。

○委員 文言の話ですけども、資料1-3の3ページ「①地震対策の推進」で建築的な話になるのですが、「準防火地域や用途地域等の地域地区の適正な運用を図ります。」とありますが、準防火地域や用途地域は建築基準法という法律で定めていますので、法律から言うと適正な運用というのは曖昧な表現なのかと思います。

仮に法律に基づいて準防火地域を防火地域に変更するのであれば【運用】ではなく【改正】とかのほうがいいのではないのかと。法律に基づいている内容なので、曖昧ではなく白黒ハッキリする文言にしたほうがいいのかと思います。

○事務局 運用についてですが、見直すという意味ではなく。向日市域内では、準防火地域や用途地域を定めていますので、その範囲内で物事をすすめていくという意味で記載させていただいております。

あくまでも準防火地域の規制を用いて一定の不燃化の促進をしていきたいというような意味です。

○委員 そうすると表現は「地域地区の適正な運用」ではなく、「地域地区をふまえた適正な運用」のほうがいいのかと思います。

○会長 確かに、【ふまえた】を追記しないと、地域地区を正しく見直すような表現に見えますね。

それと一文一文が長いので、「建物の不燃化を促進する」の前に【また、】を追記して文章を切りましょう。

「都市計画道路の整備を進めます。また、建物の不燃化を促進する準防火地域や用途地域等の地域地区をふまえた適正な運用を図ります。」でいかがでしょうか。

○委員 今の修正箇所を資料1-1（本文）42ページで確認すると、「運用を図ります。」の後に続くのが【また、】なので接続詞もふまえて修正してください。

○会長 そうですね。国語の話になりますが【あわせて】などになるか事務局にお任せします。



それでは、本日の意見としては、4箇所です。

1つが共存できる道路、2つ目が住基データをグラフに追記、3つ目が先程の【ふまえた（略）あわせて】、4つ目が市民意見を聞く機会の4箇所です。ご確認よろしいですか。

他ご意見よろしいでしょうか。

○委員 最後に意見として、資料1-1（本文）42ページで今回の見直しで削除されている一文に「無電柱化や防災機能を有する街区公園の設置」とあったのですが、避難道路を今後整備するにあたって無電柱化は非常に大事になってくると思いますので、是非無電柱化の視点は自治体として持っておいていただいて、都市防災対策を進めていただきたいと思います。

○会長 そこは新市街地ゾーンの話で、新市街地ゾーンでは既に無電柱化が完了しているので削除したのですが、無電柱化の視点は大事なことです。

例えば、道が細い自治体で、奈良県の今井町の無電柱化は、狭い道にトランスが地上にあると歩きづらいので、トランスを裏道の上空部にあげている。台風時の安全対策など課題はありますが、細い道でも無電柱化のやり方はありますので、いろいろな方法を考えてみて下さい。他いかがでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようでありますので、本日いただいた意見については、私の確認後答申するという事で、よろしいでしょうか。

**【委員一同 異議なし】**

○会長 ありがとうございます。

これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。皆様方のご協力により、スムーズに会議を終えることができました。スムーズにできたことよりも最後の最後まで意見を反映していただけたことがいいことだと思います。ありがとうございます。

ました。それでは司会にマイクをお返しします。

○事務局　それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

お忘れ物の無きようお帰り下さい。本日はありがとうございました。

**閉会　午後３時１１分**